

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月25日
【事業年度】	第12期（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）
【会社名】	株式会社C a S y
【英訳名】	C a S y C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO兼CFO 加茂 雄一
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号
【電話番号】	050-3183-0299（代表）
【事務連絡者氏名】	Corporate Design Div. General Manager 三谷 遼斗
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目5番11号
【電話番号】	050-3183-0299（代表）
【事務連絡者氏名】	Corporate Design Div. General Manager 三谷 遼斗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	—	—	—	—	1,922,120
経常利益 (千円)	—	—	—	—	60,045
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	—	46,930
包括利益 (千円)	—	—	—	—	46,930
純資産額 (千円)	—	—	—	—	274,369
総資産額 (千円)	—	—	—	—	703,756
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	145.70
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	24.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	24.72
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	39.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	17.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	45,708
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△98,718
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	79,851
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	351,201
従業員数 (人)	—	—	—	—	74
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(66)

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 第12期の自己資本比率及び自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

3. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を〔 〕外書きで記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	1,165,042	1,335,178	1,547,881	1,761,029	1,855,739
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△5,943	22,047	21,602	6,206	57,430
当期純利益 (千円)	3,065	9,718	21,072	5,676	47,870
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	80,600	158,225	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,767,000	1,892,000	1,892,000	1,892,000	1,892,000
純資産額 (千円)	52,352	218,662	239,734	245,410	275,309
総資産額 (千円)	270,241	443,062	486,940	538,680	652,823
1株当たり純資産額 (円)	29.63	115.57	126.71	129.71	146.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	1.74	5.21	11.14	3.00	25.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	5.17	11.07	2.98	25.12
自己資本比率 (%)	19.4	49.4	49.2	45.6	42.2
自己資本利益率 (%)	6.0	7.2	9.2	2.3	18.4
株価収益率 (倍)	—	177.4	74.8	336.0	38.2
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,037	35,820	29,710	27,425	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,442	△17,710	△8,112	△63,356	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	139,978	—	10,825	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	169,779	327,867	349,465	324,359	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	23 (11)	21 (14)	26 (21)	34 (21)	61 (9)
株主総利回り (%) (比較指標：配当なしTOPIX) (%)	— (—)	— (—)	90.1 (119.6)	109.0 (135.0)	104.5 (170.1)
最高株価 (円)	—	2,098	975	1,115	1,288
最低株価 (円)	—	810	718	778	817

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ（現グロース）へ株式を上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第9期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第8期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 当社は、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）の年間平均雇用人員数であります。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 当社の財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
10. 第8期及び第9期の株主総利回り及び比較指標については、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ市場（現グロース）に上場したため、記載しておりません。第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標は、2022年11月期末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ（現グロース）における株価を記載しております。なお、2022年2月22日に東京証券取引所マザーズ（現グロース）に上場したため、それ以前の株価については該当事項がありません。
12. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月		事業の変遷
2014年	1月	創業者3名の自己資金で、東京都千代田区一番町にて株式会社CaSyを設立
	6月	オンライン完結で予約ができるお掃除代行サービス「CaSy」を東京都港区・渋谷区・新宿区・目黒区・世田谷区にて提供開始
	12月	業況拡大に伴い本社を東京都港区赤坂に移転
2015年	2月	お掃除代行で「定期サービス」の提供開始
	2月	東京都23区／主要都市部・神奈川県横浜・川崎エリアにサービス提供拡大
	8月	関西都市圏エリア（大阪市、神戸市）でサービス提供開始
	9月	業況拡大に伴い本社を東京都千代田区平河町へ移転
2016年	1月	お掃除代行サービスで、当日3時間前までの予約に対応する「直前リクエスト」を開始
	3月	お客様からの要望を受け「お料理代行サービス」を開始
	10月	LINE株式会社「LINE Official Web App」のローンチパートナーとしてLINEアプリとの連携開始
2017年	9月	ハウスクリーニングサービス開始
2018年	5月	首都圏及び関西地区のサービスエリア拡大
	8月	宮城県仙台市にてサービス開始
	9月	厚生労働省主宰「イクメン企業アワード2018」理解促進部門特別奨励賞受賞
	10月	愛知県名古屋市にてサービス提供開始 業況拡大のため、本社を東京都品川区上大崎へ移転
2019年	2月	整理収納サービスを限定的に提供開始
	3月	共働き世帯向け情報誌「日経DUAL」において家事支援サービス第1位を獲得 「初回お試しサービス」の開始
2020年	6月	スマートロックの「ビットキー」と連携
2021年	1月	本人確認APIサービス「TRUSTDOCK」と連携
	6月	1時間からのお掃除サブスク「SMART家事支援」を開始
	8月	当社他2社と共同で依頼者・サービス提供者・事業者が遵守すべき原則として「ホームサービス・プラットフォームにおける安心・安全行動原則」を策定
	8月	家事支援サービスのサービスチケットが贈れるギフトカードの直販を開始
	9月	家事支援スタッフ向けオンラインコミュニティ「CACACO」をオープン
	10月	家事支援スタッフ向けに「報酬前払いサービス」を導入
2022年	2月	東京証券取引所マザーズに上場
	3月	家事支援事業者向け業務管理システム「MoNiCa」の実証実験開始
	12月	整理収納サービスの本格展開を開始
2023年	12月	CO-FUKUI未来技術活用プロジェクトの採択企業としてCaSyが選出
2024年	2月	新サービス「MoNiCa」の提供開始
	4月	墨田区・葛飾区の家事・子育て支援事業の事業者として参画
	5月	経済産業省「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」に採択
	6月	「えるぼし認定」三つ星を取得
	7月	台東区の家事・子育て支援事業の事業者として参画
	11月	ワタキューホールディングス株式会社と合併会社（株式会社タノシルバ）を設立
	11月	株主優待制度を開始
	11月	福井県と連携協定を締結
2025年	2月	株式会社すっきりマイスター（現・連結子会社）の株式取得
	3月	東京都の家事支援外国人受入事業の適合事業者として認定
	4月	豊島区の家事・育児支援事業の事業者として参画（以降、当期計7自治体へ拡大）
	8月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC 27001:2022」認証を取得
	8月	株式会社サンジュ（現・連結子会社）の株式取得
	9月	中小企業成長加速化補助金に採択

（注）2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しによりマザーズ市場からグロース市場へ移行しております。

3【事業の内容】

当社グループは、

＜ビジョン・ミッション＞

当社グループは、「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」をビジョンとし、「大切なことを、大切にできる時間を創る。」をミッションとして掲げています。社名であるCaSy（カジー）は、時として負担と感じる「家事」を、「Easy（簡単）」に「Cozy（安心）」して依頼できるようにすることで、笑顔があふれる暮らしを楽しんでほしいという思いが込められています。

＜事業の概要＞

当社グループは、当社（株式会社CaSy）及び連結子会社2社により構成されており、家事支援サービスのオンラインプラットフォームの運営を主たる事業としております。当社グループは、現在、家事支援サービス事業の単一セグメントで事業を運営しております。

当社は主に、①お掃除代行サービス、②お料理代行サービス及び③その他暮らしのサービス（ハウスクリーニングサービス、整理収納サービス）を10都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、福井県、宮城県）のサービス対象エリアで提供するマッチングプラットフォームを運営しております。お客様は、家事支援サービスを必要とする個人もしくは世帯であります。当社の家事支援サービスを実施するサービススタッフを「キャスト」と呼んでおります。お客様、キャスト共に、当社の規約に同意し、登録を行う必要があります。

依頼を受けたお客様宅にキャスト（その他暮らしのサービスの場合は、委託先の専門業者）が訪問し家事支援サービスを行います。サービスの依頼から支払いまで全てのやり取りは、営業担当との電話や訪問等のコミュニケーションではなく、スマートフォンアプリ「CaSy」もしくは当社サービスサイト（<https://casys.co.jp/>）で行います。当社の主な収益は、キャストが行ったサービスの利用料となります。

また、家事支援サービスのオンラインギフト券も販売しております。

さらに、当社はマッチング自動化システムや専用アプリを独自開発し、ITテクノロジーを活用することでマッチングの最適化を図るなど家事支援サービスにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進しております。また、DX化を実現する技術開発をはじめとしたエンジニアリング能力とともに、エンゲージメント（キャストとの絆作り）の取り組みによる品質管理体制の強化を推進しております。

従来の家事支援サービスと当社のサービスの提供プロセスの比較は以下のとおりであります。



また、エンジニアリング能力とエンゲージメントの取り組みの詳細は以下のとおりであります。

エンジニアリング

- 蓄積したデータを活用したマッチングアルゴリズムのチューニングとマッチング機会の最大化
- オペレーションと密接に連携し、継続的にオペレーションの効率化・業務改善を推進
- お客様やキャストの声に基づいたアプリのUI/UX改善

(注) UI(ユーザーインターフェース)とは、ユーザーとサービスの接点であり、両者の間で情報をやり取りするための仕組みのことです。UX(ユーザーエクスペリエンス)とは、ユーザーがサービスを通じて受け取る体験やそれに伴う感覚のことです。

エンゲージメント

- キャストクレド(サービスを行う上での考え方や行動の基準)により、サービス時の判断や目指すべきあり方が示されている
- キャスト同士のコミュニケーションイベント、表彰制度を通じた絆作り
- 全社員によるサービス報告に対するメッセージ返信の取り組み

子会社である株式会社すっきりマイスターでは、当社が現在提供している家事支援と比較し、より専門的な器具を利用した清掃のノウハウを活用し、高品質のハウスクリーニングサービスを提供しております。また、子会社である株式会社サンジュでは、3県(岡山県、広島県、沖縄県)において地域に根差した家事支援サービスを展開しています。確立された顧客基盤と豊富なスタッフネットワークを有し、高いリピート率と品質管理体制が特徴となっております。

事業系統図

当社グループの主たる事業である家事支援サービス事業の基本的な取引の流れ及び外部ステークホルダーとの関係は以下の図のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社すっきりマイ スター	埼玉県志木市	1,000	ハウスクリー ニング	100	当社サービスの再委託、 管理業務の受託、経営指 導
株式会社サンジュ	沖縄県中頭郡中城村	1	家事支援サー ビス・ハウス クリーニング	100	当社サービスの再委託、 経営指導
(その他の関係会社) ワタキューセイモア 株式会社	京都府綴喜郡井手町	48,500	医療用リネン サプライ	被所有 19.2	当社と営業拡大を目的と した業務提携契約を締結 しております。 役員の兼任あり。

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数 (人)
74 (66)

- (注) 1. 当社グループは、家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、年間平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
61 (9)	44.5	2.2	4,092

- (注) 1. 当社は、家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、年間平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、臨時雇用者を除き従業員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 前事業年度末に比べ従業員が27名増加しておりますが、これは主に家事支援スタッフ（キャスト）の正社員採用を開始したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働 者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取 得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	100.0	58.0	62.2	190.9

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

連結子会社は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループはビジョン「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」の実現を目指し、「大切なことを、大切にできる時間を創る。」をミッションとして事業を展開しております。また、「時間を創る」会社として、キャストが自らのスキルを発揮してやりがいを感じながらサービスを提供することで、お客様がよりよい時間を過ごすというポジティブな循環を作り出すことが当社グループの社会的役割であると考えております。

当社では、2014年の創業当初から、当社の提供価値を「Omotenashi（おもてなし）×Technology」として定義しております。

「おもてなし」の面では、キャストによるサービスを「おもてなし」と感じていただけるように、キャストのエンゲージメントを高めるための取り組みを行っております。

キャストのサービス中の判断及び行動の指針を示す「キャスト credo」を制定する他、定期的にキャスト同士のコミュニケーション機会の提供や表彰制度を通じたエンゲージメント施策を行っております。また、当社の全社員はキャストがサービス終了後に送信するサービス報告に対してメッセージ返信を行う等、キャストとのコミュニケーションを大切にしております。

また、「テクノロジー」の面においては、当社のプラットフォームで、お客様とキャストがアプリを使って手軽に依頼や応募を行い、素早く最適な組み合わせでマッチングするように、システム開発を継続しております。

マッチングシステムについては、これまでに蓄積された大量のマッチングデータを活用し、お客様とキャストの相性を考慮したマッチングを実現していることに加え、お客様とキャストのマッチング可能性を予測し、マッチングが難しいと予測された場合にキャスト報酬を変動させるダイナミックプライシング機能、キャストに自動でレコメンドが行われる機能等を開発しており、マッチング機会の最大化を図っております。アプリのUI/UXについても、より直感的にサービスの依頼やキャストの応募ができるように、日々お客様やキャストからの意見を基に改善を行っております。

今後も「笑顔の暮らしを、あたりまえにする。」というビジョンの実現に向け、「Omotenashi（おもてなし）×Technology（テクノロジー）」を当社グループの提供価値として、キャストのエンゲージメント向上の取り組みを継続し、テクノロジーの力を活用してプラットフォームの効率性や利便性を改善してまいりたいと考えております。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

家事支援サービス市場は、業界を構成するプレーヤーが当社グループのような事業会社の他に、家政婦の職業紹介所や、個人契約で代行サービスを提供する個人事業主等が含まれております。そのため、公的な統計データ等がなく、事業会社の大半は非上場企業であるため、実際の市場の状況を客観的に把握することは困難な状況であります。しかしながら、近年においては、当社グループを含めインターネットを介したサービスを提供する事業者の参入等により、富裕層向けが中心となっていたサービスが一般家庭や独身者も使いやすいサービス単価となり、新規利用者が増えていくことで市場は拡大しております。

当社は、お客様とキャストとのマッチングプラットフォームを構築・改善し、使い勝手のよいスマートフォンアプリ等を開発することで、利便性が高く、コストパフォーマンスの高い家事支援サービスを提供し、順調にサービス件数を伸ばしてまいりました。

働き方改革などを通じて、女性の労働参加率は大きく上昇し育児や家事のサポートを必要とする世帯が増加していることに加え、家事支援サービス普及のボトルネックとなっていた心理的抵抗感も時代の変化や世代によって捉え方に変化が出てきております。

加えて、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、リモートワークの浸透やソーシャルディスタンスの観点からオフィスのあり方が変容を迫られる等「新しい生活様式」での生活において、自宅を過ごす時間はより長くなっており、当社グループの事業ドメインである「イエナカ」（家の中）における事業機会は今後さらに大きくなると考えております。また、近年家事支援市場に関する法整備も進んでおり、少子化対策から行政の家事支援事業の拡充が実施・計画され、市場拡大が後押しされております。

当社グループといたしましては、将来において「イエナカ」における様々な生活支援サービスを提供する暮らしのプラットフォームの構築・提供を目指しております。それを実現するために、中期的には、家事支援サービス事業の成長を加速することで、強固な収益基盤と顧客基盤の構築に注力してまいります。具体的には、企業による当社グループのサービスの福利厚生制度としての導入を推進するなど、主要な集客チャネルであるWeb集客に加え、家の中に入って提供するサービスであるため、安心安全、かつ快適に使ってもらえるよう、知名度向上による信頼を活用した集客戦略を促進してまいります。また、キャストの組織的ブランディングを進めてまいります。その上

で、家事支援サービス事業で獲得した事業資産を活用することで、お客様の暮らしの中の時間をトータルでサポートしていく「イエナカ」プラットフォームの構築を進めてまいります。



(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① サービスの安全性の向上について

当社グループの提供する家事支援サービスは、お客様のプライベートな空間の中にキャストが入りサービスを行う性質があり、お客様とキャストが共に安心してサービスを利用、提供できるプラットフォームの環境を構築することが重要な課題であると認識しております。

当社は、お客様とキャスト双方の安心・安全対策強化の一環として、お客様とキャスト双方の本人確認、反社会的勢力との関与履歴、及び犯罪歴の有無等の確認を外部サービスと連携して2021年1月より開始する等、サービスの安全性を担保する仕組みの改善を図り、お客様とキャスト双方の安心・安全なサービス提供へとつなげてまいります。

② サービスの成長について

当社グループは家事支援サービスのオンラインプラットフォームの運営を主たる事業としており、当社グループがサービスを通して創出することのできるお客様の時間は、プラットフォームに登録されたお客様とキャストの人数に大きく依存しております。

今後、お客様及びキャストの登録者数の更なる増加を通して、お客様の時間をより多く創出していくことは当社グループの課題であり、広告での求人活動やメディアでの露出等に引き続き注力し、家事支援サービス及びプラットフォームの認知度の向上や集客力の強化に努め、サービスを成長させてまいります。

③ 情報セキュリティ体制の強化について

当社グループのビジネスプロセスは主にオンラインプラットフォームを提供するシステムに大きく依存しており、事業の特性上個人情報も多く取り扱うため、扱う個人情報の保護の観点から高度な情報セキュリティの確保が必要となります。

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、システムのセキュリティ体制を強化し、情報セキュリティについての社内規程を定めております。

加えて、個人情報の取り扱いについての勉強会や社内研修を全社で行い、内部監査でのチェックを行うことで、適切な情報セキュリティ体制を整備しております。今後においても、情報セキュリティ体制の強化に努めてまいります。

④ 収益体制の強化について

当社グループは、サービス利用件数の増加及びコスト削減の為に施策を行っておりますが、第9期及び第10期では営業利益を計上したものの、第8期では営業損失を計上しており、業務プロセスの効率化及びコスト削減による家事支援サービスの収益体制の確立については引き続き課題として認識しております。当社グループでは、自社開発のシステムや蓄積したデータを最大限活用した課題解決により工数の削減を推進していくほか、顧客やキャストの獲得維持にかかる費用の適正化を通じて費用対効果の最大化を図ってまいります。

⑤ 内部体制の強化及び人材育成

当社グループは、事業の継続的な成長を実現していくために、従業員一人一人の成長が不可欠であると捉えております。精鋭の優秀な人材による事業運営を今後も継続し、業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させるなど内部管理体制強化を図りながら、ナレッジ共有をさらに進めることで、組織的なケイパビリティの向上を図ってまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上総利益を採用しております。売上総利益を採用している理由は、「時間を創る」会社として、当社グループのサービスのご提供を通じ、お客様ご自身が「大切なことを、大切にできる時間を創る。」ことが重要であると考えております。当該時間を生み出した量としての指標である売上高からサービス提供者に対する報酬を控除した売上総利益が指標として適切であると判断しているためであります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会、管理するためのガバナンス過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループは、持続的な成長や企業価値向上のためには、人材は最も重要な経営資源であり、高度な専門知識、技術及び経験を有する、多様な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。そのため、人事制度の改訂や研修の拡充、フレックスタイム制度の導入等、人材確保のための各種制度の整備を行っております。

女性の活躍推進については、当社は2024年6月に、厚生労働省より女性活躍推進法に基づく認定として、5つの基準を総て満たす「えるぼし認定」の三つ星を取得しました。各種制度の整備における目標や進捗については、今後も積極的な開示に努めてまいります。また、女性管理職の採用・育成に向けても積極的に取り組んでまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク管理に対応するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、管理体制を構築しております。なお、サステナビリティ関連のリスク管理においては同委員会における検討対象とするかも含め、今後検討する予定であります。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標の内容並びに当該指標を用いた目標は定めておりません。今後更なる人材育成及び社内環境の整備に努めてまいります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他関連する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。リスクを未然に防止し、リスクが顕在化した際の損失を最小化するため、当社グループでは機能組織ごとに担当者及びリスクマネジメント担当者からなるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回以上開催し、現状を把握した上で対応方針や具体的アクションを定めるなど適時適切な対応を取れる体制を構築しております。

また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考ええる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクに対し発生の可能性を十分に認識した上で、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断して行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

サービスの提供もしくは業務オペレーションに影響を及ぼすリスク

(1) サービスの安全性、品質

当社グループは、主に当社グループが家事支援業務を委託しているキャスト（以下「キャスト」といいます。）が顧客の自宅等にて家事支援サービスを提供しており、お掃除代行、お料理代行ともに、一定の技能を必要とすることから採用基準の明確化、研修の実施、エンゲージメント施策等を通じて、サービス品質の向上及び均質化に努めております。しかしながら、顧客に対しキャストの過失等により、物損、鍵紛失、個人情報の漏洩などの損害を与えた場合や調理を行った食品で食中毒等が発生するなどの健康被害が生じた場合等に、当社グループへの損害賠償請求や当社グループに対する信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害などの災害及びパンデミックの発生

当社グループの主力事業である家事支援サービス事業は、顧客の住まいに当社グループのキャストが訪問し、掃除や料理等の家事支援サービスを提供するため、顧客・キャストともに安全が確保される必要があります。当社グループでは危機管理マニュアルを策定し、災害発生時における事業継続の体制強化に努めております。地震、台風など顧客の生活基盤に甚大な被害を及ぼす自然災害が発生した場合、新しく感染症がパンデミック化した場合など、物理的に、当社グループのサービスを停止もしくは縮小せざるを得ない状況等となった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムトラブルの発生

当社グループは、顧客の獲得、顧客とキャストのマッチング及びコミュニケーション、料金の請求、報酬の支払い、キャストへの指導・研修など、あらゆるプロセスを、ITシステムを通じて行っております。システムは脆弱性が低いクラウドデータベースを利用し、コンピューターシステムのバックアップ体制の構築、社内運用体制の強化を行なっておりますが、開発したシステムの不具合の発生、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等による予期せぬトラブルの発生、コンピューターウィルス、電気供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの長期にわたる中断や停止、現段階では予測不可能な第三者による攻撃を受けた場合、大規模通信障害が発生した場合には、サービス提供ができない、もしくは復旧に時間を要するなど、収益を毀損するような事象が発生し、経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩

当社グループは、顧客及びキャストに関する個人情報を有しております。その取扱い及び管理方法については、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従って、個人情報取扱事業者としての義務が課されており、厳重な管理をするとともに、全従業員に対し個人情報の取り扱いに関するルール等を定期的に周知徹底しております。

また、情報セキュリティ管理体制のさらなる強化を図るため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得し、第三者認証基準に基づく管理体制の継続的な運用・改善に努めております。しかしながら、第三者によるシステム攻撃等を受けた場合等、想定外に個人情報が漏洩した場合、当社グループの社会的信用が失われ、新規顧客獲得、定期サービスの解約、キャスト登録の取り消し等、当社グループ事業の運営が困難になるとともに、ブランド及び企業イメージの悪化等により当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重大インシデントの発生

当社グループの展開する事業は、キャストが顧客の住居に入り家事支援サービスを提供するものであり、顧客とキャストが直接対面して第三者がいない場でのコミュニケーションをすることになることから、顧客・キャスト双方が性犯罪、暴力、暴言などにより、身体的・精神的な被害を受ける可能性があります。当社グループはこうした事象を重大インシデントとして、分類・定義を行い、各インシデントに対する対応方針を定めており、特に重大な問題が発生した場合、即時にエスカレーションを行い、経営者が判断する仕組みを構築しております。加えて、その発生リスクを最小化するため、キャストの犯罪歴がないかなどの事前チェックをしているほか、顧客の評価がネガティブであった場合にキャストとの業務委託契約を打ち切る旨を事前に通知し、業務委託契約を締結しております。しかしながら、事件・事故・犯罪をきっかけに、当社グループ及びサービスに関しての誹謗中傷などが起こり、それらに適切に対処できなかった場合、当社グループのサービスに対する大幅な需要の落ち込み、新規顧客登録の激減など当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

事業環境の変化がもたらすリスク

(6) 関連法規制

当社グループの家事支援サービス事業は、業務委託契約を締結したキャスト及び直接雇用したキャストが顧客に対してサービスを提供しております。このうち、業務委託契約を締結したキャストは特定受託事業者（フリーランス）に該当するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に違反することのないよう、運営を行っております。また消費者契約法、労働基準法、職業安定法、電気通信事業者法、不当景品類及び不当表示防止法、特定電子メール送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、食品衛生法等の法規制に抵触することのないよう顧問弁護士等の外部専門家と協議し、法改正等の情報収集を行い、従業員教育等を徹底するとともにコンプライアンス体制の構築と強化を図っております。しかしながら、これらの法律の改正や新たな法令の制定、監督官庁の見解の変更、社会構造の変化等想定外の事態の発生により、当社グループの事業が法令に違反した場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競争の激化

当社グループが行っている家事支援サービス業は、小規模な事業者が多いことに加え、お客様宅でのサービスとなるため、サービス提供可能エリアに地理的な制約が生じること、ITの導入が限定的であること、サービスを提供する人材の確保が難しい等の理由により、比較的競争圧力が低い業界でした。当社は、独自のマッチングテクノロジーや管理業務等を、IT技術を用いて簡素化することで、低価格を実現するなど業界のイノベーションをリードしてきました。しかしながら、今後の需要動向や新規参入企業の出現、同業他社の戦略変更などにより価格競争が激化した場合、もしくは大きな顧客基盤を持つ大手通信企業、大手インターネット企業や小売業者などが家事支援サービスに参入する、もしくは各社が有するポイントサービスを活用し、同業他社と提携するなどの結果、当社グループから顧客流出した場合など、競争が激化することにより、当社グループの競争力が相対的に弱体化し、経営成績に大きな影響を及ぼす場合があります。また、テイクアウトサービスやネット通販などの当社サービスの代替サービスが急速に普及することで当社グループのサービスの有用性が相対的に低下した場合、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 景気後退の長期化もしくは経済危機の発生

当社グループの家事支援サービスは、既存の事業者と比較して価格競争力の高いサービスをIT技術の活用により顧客に提供してまいりました。これにより、所得水準の高い富裕層のみならず、共働きの家庭や比較的若年層の独身世帯においても当社グループのサービスの利用者を増やしてまいりました。しかしながら、景気後退期、特に2008年の金融危機のような世界的な経済危機や、2020年の新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の大幅な停滞などにより、顧客の所得減少によって当社グループのサービスの利用停止をする、もしくは新規顧客獲得が困難となった場合など、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新たなビジネスモデルの出現

当社グループの事業は、顧客とキャストをITシステムによりマッチングし、家事支援サービスを安価な価格で提供しております。当社グループは、独自のマッチングテクノロジーや管理業務等を、IT技術を用いて簡素化することで、低価格を実現するなど業界のイノベーションをリードするために、既存システムの改良のみならず、新たなシステムや新サービスの開発に努めております。しかしながら、将来においてこれまでとは全く違う発想で、家事を含む生活全般を支援する事業が考案され、市場を席卷した場合、当社グループを含む既存のサービスが陳腐化し、需要が減少してしまうリスクがあります。

(10) 人口動態の変化

当社グループのサービスは、家事支援サービスを提供するキャストを一定数確保する必要がありますが、将来において働き手不足がさらに深刻化することが見込まれております。これに対し、当社グループでは、キャストとの契約継続率を維持するための施策や新規キャスト獲得のための各種マーケティング施策に加え、安定的な供給力の確保に向けた「正社員キャスト」の採用や、東京都の「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を活用した外国人材の受入れを推進し、多様な働き手の確保に努めております。しかしながら、こうした変化に適切に対処できない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を保有しており、これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しております。しかしながら、経営環境や事業の状況の著しい変化等により収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経営及び戦略遂行に関するリスク

(12) 人材の確保と育成

当社グループは、優秀な人材に裏付けられた高いIT技術力と提案力により業績を拡大してまいりました。今後も業容拡大のために、優秀な人材を確保し、教育・育成していくことが必要不可欠であり、採用活動の強化と教育研修の充実を推進してまいります。しかしながら、優秀な人材の採用・確保及び教育・育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材が社外流出した場合には、事業規模拡大の制約、顧客に提供するサービスの質の低下、それに起因する競争力の低下等により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) IT業界における技術革新への対応

当社グループのサービスは技術革新のスピードが速く、先端ニーズに合致させたシステム・ソリューションの開発・構築・提供を行うためには、常に先進の技術とノウハウを把握し、取り入れていく必要があります。このため当社グループは、エンジニアの採用・育成を強化するとともに、創造的な職場環境の整備、技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。また、開発環境の整備等も推進しております。しかしながら、優秀な人材獲得が計画通りに進まない場合、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また、技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のための追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力の低下やそれに伴うサービス品質の低下を招き、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 創業者への依存

当社の代表取締役CEO兼CFOである加茂雄一と代表取締役である池田裕樹は、当社設立以来、当社グループの経営方針や経営戦略の決定をはじめ、事業構築や顧客獲得等において重要な役割を担ってまいりました。

当社グループは事業を順調に拡大し、その過程において人材の確保と育成に努めてきており、両氏に依存しない経営体制の構築・強化を進めております。

しかしながら、現段階においては、創業者が代表取締役から退任するような事態が発生した場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制について

当社グループは、現在の企業規模において適正な内部管理体制を構築しております。また、今後の事業拡大に合わせて、内部管理体制の一層の充実・強化を図ってまいります。しかしながら、企業規模に適した体制構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と高収益化を目的として、既存事業に留まらず、新規事業の開発に積極的に取り組んでいく方針であります。新規事業への取り組みは、既存事業よりリスクが高いことを認識しておりますが、企業価値の更なる拡大を目指すには、市場成長性の高い分野への進出や新規市場の創造が不可欠であると考えております。

新規事業への取り組みは、綿密な市場調査・分析や、入念な事業計画を策定し、収益化までの期間や撤退基準を設けるなど、より厳しいプロセスを経て行うこととしておりますが、予測とは異なる状況が発生し計画通りに進まない場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) M&A、業務提携

当社グループは、事業基盤の強化・拡大のため、既存事業とのシナジー効果が期待できる場合や市場における優位性の獲得が見込める場合は、必要に応じてM&Aや業務提携を実施しております。M&Aの実施においては、市場

動向や顧客のニーズ、相手先企業の業績、財政状況及びM&Aに伴うリスク分析結果等を考慮し進めるように努めております。しかしながら、事前の調査・検討にもかかわらず、買収後の市場環境や競争環境の著しい変化が生じる、事業上若しくは戦略上の問題又は相手先企業との関係の変化等により売上成長やサービス間の相互補完、双方の顧客への既存及び獲得サービスの提供等、当初想定していた事業のシナジー効果等が得られない、買収後の事業の維持及び統合に想定以上のコストが生じる等、買収後に想定外のリスクが顕在化する場合には、期待した投資のリターンが得られない可能性があります、これらに起因して当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟の可能性

当社グループは、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、訴訟や紛争を含めたあらゆるリスク管理に努めております。しかしながら、事業活動の遂行過程において、顧客、キャスト、競合他社その他関係者から、何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、訴訟や紛争が発生した場合、その経過又は結果によっては当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務及び資金ないしは株式に関連するリスク

(19) 税金の影響について

当社グループは、事業拡大のため先行投資を積極的に行ってきたことから、過年度に生じた税務上の繰越欠損金があるため、課税所得が生じた場合でも繰越欠損金を使用し、課税所得が減殺され、納税負担額が軽減されております。今後、業績の推移によっては、税務上の繰越欠損金を使用し、納税負担額を軽減できる可能性があります。また、繰越欠損金の繰越期間の満了により欠損金が消滅し、納税負担額を軽減できない可能性があります。また、税制の改正内容によっては、税務上の繰越欠損金を使用し、納税負担額を軽減できる可能性や繰越欠損金の繰越期間の満了により欠損金が消滅し、納税負担額を軽減できない可能性があります。

繰越欠損金が消滅した場合、納税負担額が軽減できなくなることから、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(20) 株主還元について

当社グループは、現時点で企業として成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備、事業の一層の規模拡大のため、当期純利益を計上した場合においても、内部留保の充実による財務基盤の強化、事業展開における投資資金としての活用を優先する方針であります。しかしながら、当社グループは株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業基盤の整備や投資計画、業績及び財政状態、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ株主還元について検討していく方針であります。2024年11月には、株主への利益還元の一環として、株主優待制度を開始しております。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対するストック・オプション制度を採用しております。そのため、付与されている新株予約権の行使が行われた場合には、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。当事業年度末現在の新株予約権としての潜在株式は93,300株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計1,985,300株の4.70%に相当します。

(22) 資金調達に関するリスクについて

当社グループは、成長戦略等に必要な資金の多くを主に金融機関からの借入れにより調達しております。当社グループは資金調達手段の多様化と、取引先金融機関と良好な関係を構築・維持し、安定的な資金調達を行っております。しかしながら、景気の後退、事業見通しの悪化、金融情勢の変化等により、当社グループが望む条件で適時に資金調達ができない可能性があります。これらの要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 投資有価証券の減損リスクについて

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向けて、事業の展開上必要と思われる企業への出資を行っております。今後、当社が保有する投資有価証券について、発行会社の財務状況や今後の見通しなどに鑑み、時価が著しく下落し、その回復が見込めない場合には、減損処理により評価損を計上する可能性があります。このような状況になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

① 財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は509,348千円となりました。その主な内訳は現金及び預金351,201千円、売掛金135,522千円です。

また、当連結会計年度末における固定資産は194,408千円となりました。その内訳は有形固定資産167千円、無形固定資産139,789千円、投資その他の資産54,451千円です。

この結果、当連結会計年度末における総資産は703,756千円となりました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は274,566千円となりました。その主な内訳は買掛金88,908千円、1年内返済予定の長期借入金49,159千円、未払金57,959千円です。

また、固定負債は154,821千円となりました。その内訳は、長期借入金154,821千円です。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は429,387千円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は274,369千円となりました。その主な内訳は、資本金50,000千円、資本剰余金556,252千円、利益剰余金△314,203千円です。

② 経営成績の状況

当社グループは「大切なことを、大切にできる時間を創る。」をミッションとし、家事支援サービスを中心とした、サービス実施以外オンラインで完結できる、暮らしの中の時間を創るサービスのマッチング・プラットフォームである「CaSy」を運営しております。当社グループは、継続的なシステムの改善や、キャストの品質管理体制の強化を通じて、利便性が高く、コストパフォーマンスの高い安心して利用できる家事支援サービスを提供することで、順調にサービス件数を伸ばしてまいりました。

当社グループが事業を展開する家事支援サービス市場では、共働き世帯の増加や、世帯内での家事の分担や外部へのアウトソースに対する価値観の変化を背景に、お客様からの需要は安定して増加を続けており、直近では、主に少子化対策を背景として、行政の家事支援事業の拡充が実施・計画され、市場拡大が更に後押しされております。

このような状況の下、当社グループでは、2024年度より東京都を中心に家事・子育て支援事業者として参画しております。2025年10月には新たに東京都渋谷区の「産前産後家事サポーター派遣事業」および文京区の「おうち家事・育児サポート事業」を受託する等、自治体との連携を強化しております。

また、成長加速に向けた経営基盤の強化を企図し、2025年9月には売上高100億円を目指す中小企業を対象とした「中小企業成長加速化補助金」に採択されました。本補助金の活用により、持続的な賃上げによる人材確保や競争力の強化を並行して進め、企業価値の更なる向上に向けて全力を尽くしてまいります。

この投資戦略に基づき、供給体制の拡充と事業領域の拡大にも着手しております。供給面においては、キャストの正社員採用を本格化いたしました。さらに、事業領域の拡大およびサービスエリアの拡大を目的としたM&Aも積極的に実施し、2025年2月には株式会社すっきりマイスターを子会社化し、ハウスクリーニングサービスを拡充いたしました。また2025年8月には株式会社サンジュを子会社化し、沖縄県、広島県および岡山県へとサービス提供エリアを拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,922,120千円となりました。また、営業利益は50,980千円、経常利益は60,045千円、親会社株主に帰属する当期純利益は46,930千円となりました。

なお、当社グループは家事支援サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、351,201千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動により得られた資金は45,708千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上51,014千円、減価償却費の計上17,767千円、売上債権の増加15,615千円、未払消費税等の増加17,300千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動により支出した資金は98,718千円となりました。これは、有価証券の取得による支出3,959千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出61,785千円、無形固定資産の取得による支出32,973千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動により得られた資金は79,851千円となりました。これは、長期借入れによる収入157,000千円、長期借入金の返済による支出56,683千円、短期借入れによる収入20,000千円、短期借入金の返済による支出22,494千円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略いたします。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略いたします。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は以下のとおりであります。なお、当社は家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、サービスの種別で記載しております。

サービスの名称	金額（千円）	前期比（％）
お掃除代行・お料理代行	1,803,839	—
その他	118,280	—
合計	1,922,120	—

- （注） 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
2. 当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者により会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 2 財務諸表等 （1）財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

- ② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容
経営成績の分析については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」をご参照ください。
- ③ 当社の経営成績に重要な影響を与える要因
「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。
- ④ 経営者の問題意識と今後の方針に関して
経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。
- ⑤ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。
当社グループの主な資金需要は、既存事業の安定的な成長にかかるコストと新規事業への投資コストとなります。財政状態と投資のバランスを重視しつつ、事業活動に必要な運転資金及び新規事業等に対する投資コストは、主として手元の自己資金、金融機関からの借入及び新株発行により調達いたします。
- ⑥ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等
当社グループは、今後も経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等である売上総利益の目標達成に向け注力してまいります。

5【重要な契約等】

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、株式会社すっきりマイスターの全株式を取得し同社を完全子会社化することを決議し、2025年2月28日付で実施いたしました。また、2025年8月29日開催の取締役会において、株式会社サンジュの全株式を取得し同社を完全子会社化することを決議し、8月29日付で実施いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載の通りです。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、32,973千円であります。これはオンラインプラットフォームの費用削減や、新規プロダクトの開発を目的としたソフトウェアの取得によるものであります。

なお、当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物附属 設備	工具器具 備品	ソフト ウェア	合計	
本社目黒オフィス (東京都品川区)	家事支援サービス 事業	営業事務所及び 研修施設	0	167	59,233	59,400	61(9)

注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人数を外書で記載しております。

3. 事業所の建物は賃貸物件であり、土地面積256.51㎡、年間賃貸料は23,526千円です。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,068,000
計	7,068,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2025年11月30日)	提出日現在 発行数（株） (2026年2月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,892,000	1,892,000	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	1,892,000	1,892,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2026年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年11月15日 (第1回新株予約権)	2018年11月26日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員13名 (注) 5	当社従業員2名 (注) 6
新株予約権の数(個) ※	1,330 (注) 1	500 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 39,900 (注) 1、7	普通株式 15,000 (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	600 (注) 2、7	1,667 (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	2019年12月1日～ 2027年11月15日	2020年12月1日～ 2028年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 600 資本組入額 300 (注) 7	発行価格 1,667 資本組入額 834 (注) 7
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4	

※ 当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」と総称する。)を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができますものとします。

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{自己株式数}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。
- ② 当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは③に定める事由が発生することを要する。
- ③ 行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - (1) 当社経営権の第三者への移行
 - (2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑤ 交付する新株予約権の行使期間
表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 交付する新株予約権の行使の条件
上記3. に定めるところと同様とする。
- ⑦ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 交付する新株予約権の取得
上記⑥に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役2名、当社使用人1名となっております。

6. 付与対象者の退職による権利喪失、および従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役1名となっております。

7. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年10月31日 (第3回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員2名 (注) 5
新株予約権の数(個) ※	1,100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 33,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,667 (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	2021年11月2日～ 2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,667 資本組入額 834 (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。
- ② 当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは③に定める事由が発生することを要する。
- ③ 行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - (1) 当社経営権の第三者への移行
 - (2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑤ 交付する新株予約権の行使期間
表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 交付する新株予約権の行使の条件
上記3. に定めるところと同様とする。
- ⑦ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 交付する新株予約権の取得
上記⑥に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名となっております。

6. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2020年12月24日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員24名 (注) 5
新株予約権の数(個)※	180(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,400 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,667(注) 2、6
新株予約権の行使期間※	2022年12月26日～ 2030年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,667 資本組入額 834 (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。但し、この調整は、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」と総称する。)を行う場合、当社普通株式につき株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する自己株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

但し、新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、当社普通株式につき、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当て時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。
- ② 当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは③に定める事由が発生することを要する。
- ③ 行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
 - (1) 当社経営権の第三者への移行
 - (2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
表中に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑤ 交付する新株予約権の行使期間
表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 交付する新株予約権の行使の条件
上記3. に定めるところと同様とする。
- ⑦ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 交付する新株予約権の取得
上記⑥に定めるところと同様とする。

5. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人9名となっております。

6. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、2021年10月27日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月12日 (注1)	普通株式 10,662 A種優先株式 △8,662 A2種優先株式 △2,000	普通株式 58,900	—	80,600	—	370,695
2021年10月27日 (注2)	普通株式 1,708,100	普通株式 1,767,000	—	80,600	—	370,695
2022年2月21日 (注3)	普通株式 125,000	普通株式 1,892,000	77,625	158,225	77,625	448,320
2023年5月1日 (注4)	—	普通株式 1,892,000	△108,225	50,000	—	448,320

- 注) 1. A種優先株式及びA2種優先株式の普通株式への転換に伴う普通株式の発行及び、自己株式10,662株の消却によるものであります。
2. 株式分割(1:30)によるものであります。
3. 2022年2月21日を払込期日とする公募による新株式の発行による増資により、発行済株式総数は125,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ77,625千円増加しております。
4. 2023年2月27日開催の株主総会決議に基づき、資本金の額158,225千円を108,225千円減少して50,000千円といたしました。減少分につきましては、その他資本剰余金に振り替えております。なお、当該減資に伴い、発行済株式総数に変更はありません。

(5) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

2020年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	12	31	11	22	2,807	2,884	－
所有株式数（単元）	－	15	165	5,315	537	47	12,822	18,901	1,900
所有株式数の割合（％）	－	0.079	0.872	28.120	2.841	0.248	67.837	100	－

（注）自己株式19,101株は、「個人その他」に191単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ワタキューセイモア株式会社	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12-2	360,000	19.22
加茂 雄一	東京都豊島区	304,670	16.27
池田 裕樹	神奈川県横浜市青葉区	256,900	13.72
胡桃沢 精一	東京都狛江市	107,700	5.75
株式会社I.K.D	東京都渋谷区神南2丁目10番15号	71,670	3.83
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	東京都港区六本木4丁目2番45号	66,000	3.52
中村 剛	大阪府大阪市西区	55,100	2.94
株式会社CARTA VENTURES	東京都港区虎ノ門2丁目6-1 虎ノ門ヒルズ ステーションタワー36階	51,000	2.72
BEENEXT1 PTE. LTD. （常任代理人 apis株式会社）	9 RAFFLES PLACE, #26-01, REPUBLIC PLAZA, SINGAPORE 048619 （東京都千代田区1丁目5-1）	34,600	1.85
株式会社マイナビ	東京都港区虎ノ門2丁目6-1 虎ノ門ヒルズ ステーションタワー36階	30,000	1.60
計	—	1,337,640	71.41

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 19,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,871,000	18,710	—
単元未満株式	普通株式 1,900	—	—
発行済株式総数	1,892,000	—	—
総株主の議決権	—	18,710	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式1株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(自己保有株式) 株式会社CaSy	東京都品川区上大崎三丁目5番11号	19,100	—	19,100	1.01
計	—	19,100	—	19,100	1.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年5月16日）での決議状況 （取得期間 2025年5月19日～2025年7月31日）	20,000	22,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	20,000	18,510,800
残存議決株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2025年7月29日（約定日ベース）の取得をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	899
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書の提出日までの期間であります。

2. 「当期間における取得自己株式」には、2026年2月1日から本有価証券報告書の提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式(注)	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使)	900	540,000	—	—
保有自己株式数	19,101	—	19,101	—

(注) 1. 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書の提出日までの期間であります。

2. 当期間における処理自己株式数には、2026年2月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、まずは内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。今後もさらなるサービス利用者の増加による売上高拡大が継続することが見込まれることから、当面の間、事業投資を最優先し中長期的な成長に向けた収益基盤を構築する必要があると認識しています。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を毎年11月30日、中間配当の基準日を毎年5月31日としており、配当の決定機関は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とします社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、2025年2月28日開催の第11回定時株主総会における定款変更決議において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置し、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいります。

(取締役会)

取締役会は、本書提出日現在において議長の代表取締役CEO兼CFOである加茂雄一、代表取締役COO池田裕樹及び業務執行を掌る取締役1名(白坂ゆき)、及び社外取締役4名(加藤智久、平野圭二、中尾隆一郎、大森愛久美)の7名で構成されております。うち、監査等委員である取締役は3名(平野圭二、中尾隆一郎、大森愛久美)になります。毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としてまいります。

当事業年度において取締役会を計18回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
加茂 雄一	18	18
池田 裕樹	18	18
白坂 ゆき	18	17
平野 圭二	18	17
加藤 智久	18	18
中尾 隆一郎	11	11
大森 愛久美	11	11

(注) 監査等委員である取締役中尾隆一郎氏及び大森愛久美氏は、2025年2月28日開催の第11回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、出席回数及び開催回数は就任後の期間に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

取締役会では、当社経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、当社経営に関する重要な事項の審議と決議を行ってまいります。各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めてまいります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役・取締役の業務執行を監査する監査等委員である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図ってまいります。当事業年度の実績報告、事業計画の策定及び進捗状況の確認、子会社の取得等であります。

(監査等委員会)

監査等委員会は、本書提出日現在において、議長であり監査等委員会で選定された選定監査等委員である平野圭二と、中尾隆一郎及び大森愛久美の3名(全員が社外取締役)で構成し、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催してまいります。監査等委員は内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行ってまいります。また、選定監査等委員は監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査してまいります。その他の監査等委員は、取締役会への出席のほか、選定監査等委員との連携等を通じて監査を実施してまいります。

当社は、社外取締役4名（うち監査等委員である社外取締役3名）を含めた取締役会と監査等委員である社外取締役で構成される監査等委員会により、取締役の業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることに
より、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できると判断し、現在の体制を採用しております。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が
有効的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、役職員の職務遂
行に対し各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システム
が有効に機能する体制の確保に努めております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本
方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重
要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- (2)当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等により
コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コン
プライアンスの実効性を確保いたします。
- (3)「リスク・コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止
策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止活動を推進いたします。
- (4)内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違
反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ関連規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任
体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理
体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、情報セキュリティ委員会で
審議し、推進いたします。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理いたします。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記
録し、保存いたします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対
する迅速かつ適切な対応を講じます。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コ
ンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告いたします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な
意思決定を行います。
- (2)中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、
目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。
- (3)当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命
令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に
報告いたします。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、必要に応じて各子会社へ取締役を派遣
し、必要な関与を行います。
- (2)子会社の年度予算等を策定し、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督を行う他、子会社におけ
る財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制体制の構築及び運用を行います。
- (3)子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の事業運営に関する重要な事項については、当社
との事前協議又は報告を要する事項を定め、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社の取締役
等の職務執行の効率性を確保するものとします。
- (4)親会社の内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務
執行を確認します。

- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとしします。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上でを行い、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保いたします。

- g. 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
- (2) 子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員に報告を行います。また、当社の監査等委員より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告いたします。
- (3) 監査等委員は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受理いたします。

- h. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。

- i. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。

- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。
- (2) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。

- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- l. 反社会的勢力への対応

- (1) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、最高責任者が代表取締役、Corporate Design Divisionがリスクマネジメントを推進する業務を主管し、各部門と情報共有することでリスクの早期発見と未然防止に努めております。リスク・コンプライアンス委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を整えております。

また、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、役職員がリスク情報に接した場合は、Corporate Design Divisionを事務局としますリスク・コンプライアンス委員会へ報告するとともに、リスク・コンプライアンス委員会より取締役会に報告されるシステムを構築しております。

⑥ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役（取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする旨を定款で定めております。また、当社の監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとします旨を定款に定めております。

⑨ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑬ 役員の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年2月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 5名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 28.6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO兼CFO	加茂 雄一	1982年10月28日生	2005年4月 2007年7月 2014年1月	中央青山監査法人入所 太陽ASG監査法人（現、太陽有限責任監査法人）入所 当社創業 代表取締役就任（現任）	(注) 2	304,670
代表取締役COO	池田 裕樹	1978年5月16日生	2003年4月 2008年12月 2014年1月	NTTコムウェア株式会社入社 株式会社NTTデータ入社 当社創業 代表取締役就任（現任）	(注) 2	328,570 (注) 4
取締役CHRO	白坂 ゆき	1980年1月7日生	2004年4月 2012年4月 2014年2月 2017年6月 2018年5月 2018年12月	株式会社リンクアンドモチベーション入社 参議院議員公設秘書就任 株式会社リクルートホールディングス入社 株式会社TABI LABO入社 当社入社 取締役就任（現任）	(注) 2	—
取締役 監査等委員	平野 圭二	1970年12月19日生	1989年4月 2013年4月 2016年9月 2018年3月 2021年7月 2025年2月	ワタキューセイモア株式会社入社 株式会社フロンティア非常勤取締役就任（現任） ワタキューセイモア株式会社執行役員就任 当社社外取締役就任 ワタキューホールディングス株式会社執行役員就任（現任） 当社取締役監査等委員 就任（現任）	(注) 3	—
取締役	加藤 智久	1980年9月8日生	2005年4月 2007年10月 2015年6月 2016年4月 2017年6月 2018年9月 2021年8月	Monitor Group（現、Deloitte Touche Tohmatsu Limited.）入社 株式会社レアジョブ創業 代表取締役社長就任 同社代表取締役会長就任 Tuit Inc.（現、Zuitt Technologies, Inc.）創業 取締役就任 株式会社レアジョブ非常勤取締役就任 Tuit Inc.（現、Zuitt Technologies, Inc.） 取締役社長就任（現任） 当社社外取締役就任（現任）	(注) 2 (注) 5	—
取締役 監査等委員	中尾 隆一郎	1964年5月15日生	1989年4月 2006年4月 2007年4月 2013年4月 2017年4月 2017年6月 2019年1月 2019年12月 2020年9月 2022年7月 2025年2月 2025年8月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 同社事業統括室カンパニーパートナー 同社住まいカンパニー執行役員 株式会社リクルートテクノロジーズ（現株式会社リクルート）代表取締役社長 株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス研究所 副所長 株式会社旅工房 社外取締役 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役（現任） 株式会社LIFULL 社外取締役（現任） リンクス株式会社 社外取締役（現任） 株式会社ZUU 社外取締役 当社取締役監査等委員 就任（現任） 株式会社カチタス 社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	大森 愛久美	1988年2月19日生	2013年9月	司法試験合格	(注) 3	—
			2015年4月	サイボウズ株式会社 入社		
			2018年1月	株式会社メルカリ 入社 Governanceteam		
			2018年6月	弁護士登録（東京弁護士会所属）		
			2020年12月	法律事務所ZeLo・外国法共同事業入所（現任）		
			2021年12月	株式会社HITOSUKE 社外監査役就任		
			2022年6月	ポート株式会社 取締役（社外）監査等委員 就任（現任）		
			2025年2月	当社取締役監査等委員就任（現任）		
計						633,240

- （注） 1．取締役 平野圭二、加藤智久、中尾隆一郎及び大森愛久美は、社外取締役であります。
- 2．2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3．2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4．代表取締役 池田裕樹の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社I.K.Dが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
- 5．取締役加藤智久氏は2025年11月期にかかる定時株主総会終結の時をもって退任予定であります。

b. 2026年2月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の条項は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 4名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 33.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO兼CFO	加茂 雄一	1982年10月28日生	2005年4月 2007年7月 2014年1月	中央青山監査法人入所 太陽ASG監査法人（現、太陽有限責任監査法人）入所 当社創業 代表取締役就任（現任）	(注) 2	304,670
代表取締役COO	池田 裕樹	1978年5月16日生	2003年4月 2008年12月 2014年1月	NTTコムウェア株式会社入社 株式会社NTTデータ入社 当社創業 代表取締役就任（現任）	(注) 2	328,570 (注) 4
取締役CHRO	白坂 ゆき	1980年1月7日生	2004年4月 2012年4月 2014年2月 2017年6月 2018年5月 2018年12月	株式会社リンクアンドモチベーション入社 参議院議員公設秘書就任 株式会社リクルートホールディングス入社 株式会社TABI LABO入社 当社入社 取締役就任（現任）	(注) 2	—
取締役 監査等委員	平野 圭二	1970年12月19日生	1989年4月 2013年4月 2016年9月 2018年3月 2021年7月 2025年2月	ワタキューセイモア株式会社入社 株式会社フロンティア非常勤取締役就任（現任） ワタキューセイモア株式会社執行役員就任 当社社外取締役就任 ワタキューホールディングス株式会社執行役員就任（現任） 当社取締役監査等委員 就任（現任）	(注) 3	—
取締役 監査等委員	中尾 隆一郎	1964年5月15日生	1989年4月 2006年4月 2007年4月 2013年4月 2017年4月 2017年6月 2019年1月 2019年12月 2020年9月 2022年7月 2025年2月 2025年8月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 同社事業統括室カンパニーパートナー 同社住まいカンパニー執行役員 株式会社リクルートテクノロジーズ（現株式会社リクルート）代表取締役社長 株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス研究所 副所長 株式会社旅工房 社外取締役 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役（現任） 株式会社LIFULL 社外取締役（現任） リンクス株式会社 社外取締役（現任） 株式会社ZUU 社外取締役 当社取締役監査等委員 就任（現任） 株式会社カチタス 社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	大森 愛久美	1988年2月19日生	2013年9月	司法試験合格	(注) 3	—
			2015年4月	サイボウズ株式会社 入社		
			2018年1月	株式会社メルカリ 入社 Governanceteam		
			2018年6月	弁護士登録（東京弁護士会所属）		
			2020年12月	法律事務所ZeLo・外国法共同事業入所（現任）		
			2021年12月	株式会社HITOSUKE 社外監査役就任		
			2022年6月	ポート株式会社 取締役（社外）監査等委員 就任（現任）		
			2025年2月	当社取締役監査等委員就任（現任）		
計						633,240

- （注） 1．取締役 平野圭二、中尾隆一郎及び大森愛久美は、社外取締役であります。
- 2．2026年2月27日開催の定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3．2025年2月28日開催の定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4．代表取締役 池田裕樹の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社I.K.Dが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は、平野圭二、加藤智久、中尾隆一郎及び大森愛久美の4名であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性については、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に、経歴や当社との関係性を踏まえて客観的かつ専門的な視点で社外役員としての職務を遂行できる独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役の平野圭二は、主要株主かつ筆頭株主であり、当社と業務提携契約を締結しておりますワタキューセイモア株式会社の親会社であるワタキューホールディングス株式会社において、執行役員として長く同社の経営に携わり、当社との業務提携をリードしてまいりました。その豊富な経験と知識をもって、取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言・提言等を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と平野圭二との間には、その他の人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は株式会社フロンティアの非常勤取締役であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。

社外取締役の加藤智久は、株式会社レアジョブを創業し、同社の株式上場を遂行するなど、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、当社の今後の事業拡大において有用な助言を期待できると考え、選任しております。また同氏はZuitt Technologies, Inc.取締役社長を兼職しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の中尾隆一郎は、株式会社リクルートを含む数多く企業の経営を担い、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識と情報を備えており、取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言、提言等を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社中尾マネジメント研究所の代表取締役社長、株式会社LIFULLの社外取締役及び株式会社カチタスの社外取締役であります。株式会社中尾マネジメント研究所と当社の間には研修の依頼の取引関係があります。株式会社LIFULL及び株式会社カチタスと当社の間には特別な関係はありません。

社外取締役の大森愛久美は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しており、その専門的知見による取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言、提言等を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社と同氏との間に資本的关系、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、同氏は法律事務所ZeLo・外国法共同事業、株式会社ポートの社外取締役（監査等委員）であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

取締役会には、監査等委員及び社外取締役が常に出席しており、適法性及び妥当性の観点から意見を述べることで、経営の監視・監督を担っております。また、社外取締役は、取締役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、2025年2月28日開催の第11回定時株主総会における定款変更決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

当社の監査等委員会は、本書提出日現在において、議長であり監査等委員会で選定された選定監査等委員である平野圭二と、中尾隆一郎及び大森愛久美の3名（全員が社外取締役）で構成し、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員は内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、選定監査等委員は監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。その他の監査等委員は、取締役会への出席のほか、選定監査等委員との連携等を通じて監査を実施しております。監査等委員である大森愛久美は、弁護士であり、法務的な面においては相当な知見を有しております。

(監査等委員会の開催状況)

当事業年度において当社は監査等委員会設置会社移行前に監査役会を4回、移行後に監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

監査等委員会設置会社移行前

氏名	開催回数	出席回数
小松原丈夫	4	4
田岡恵	4	4
亀甲智彦	4	4

また、常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。加えて、会計監査人及び内部監査担当と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。なお、これらの結果については、監査役会に報告し、監査役間で情報共有をしております。

監査等委員会設置会社移行後

氏名	開催回数	出席回数
平野圭二	10	10
中尾隆一郎	10	10
大森愛久美	10	10

また、監査等委員の活動として、取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。加えて、会計監査人及び内部監査担当と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。なお、これらの結果については、監査等委員会に報告し、監査等委員間で情報共有をしております。

② 内部監査の状況

当社では独立した内部監査専任部門は設けておらず、外部委託により内部監査を実施しております。

内部監査は「内部監査規程」に基づき、業務運営の適正性、社内規程の遵守状況等を評価・検証して内部監査報告書を作成し、代表取締役及び取締役会、並びに監査等委員会に報告しております。代表取締役による改善指示がある場合は、内部監査担当者を通じて当該部門に伝達され、改善指示を受ける部門に改善対応を行うとともに、内部監査担当者によるフォローアップ監査を行い、経営効率の改善に努めております。なお、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に情報交換を行うなど緊密な連携により、効率的な監査を実施するよう努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2019年11月期以降の7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 石倉毅典

指定有限責任社員 業務執行社員 上原啓輔

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 その他 8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、監査法人の業務執行体制、品質管理体制、独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、①独立性、その他監査に関する法令及び規程の遵守、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を満たしているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求めて評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,200	—

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	19,200	—
連結子会社	—	—
計	19,200	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査等委員会の同意のもと決定しております。

e. 監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、2025年2月28日開催の第11回定時株主総会で、年間の総額を決議しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬には業績連動報酬は採用しておりません。

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役加茂雄一及び池田裕樹に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行った上で代表取締役が、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については2025年2月28日開催の第11回定時株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議にて決定することとしております。

当社の役員報酬に関する株主総会決議年月日は、2025年2月28日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額120百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額15百万円以内と決議しております。なお、本書提出日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役は3名であります。

2025年11月期の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2025年2月28日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬額の決定を代表取締役加茂雄一及び池田裕樹に一任する決議を行っております。その権限の内容は各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	49,100	49,100	—	—	—	3
監査等委員（社外取締役を除く）	—	—	—	—	—	—
監査役 （社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	12,400	12,400	—	—	—	6

（注）1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

2. 上記には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	351,201
売掛金	135,522
その他	22,624
流動資産合計	509,348
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	※ 0
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	※ 167
有形固定資産合計	167
無形固定資産	
ソフトウェア	59,233
のれん	80,556
無形固定資産合計	139,789
投資その他の資産	
投資有価証券	41,038
その他	13,413
投資その他の資産合計	54,451
固定資産合計	194,408
資産合計	703,756
負債の部	
流動負債	
買掛金	88,908
短期借入金	8,331
1年内返済予定の長期借入金	49,159
未払金	57,959
未払法人税等	3,295
その他	66,912
流動負債合計	274,566
固定負債	
長期借入金	154,821
固定負債合計	154,821
負債合計	429,387
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	556,252
利益剰余金	△314,203
自己株式	△17,678
株主資本合計	274,369
純資産合計	274,369
負債純資産合計	703,756

②【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※1 1,922,120
売上原価	1,201,461
売上総利益	720,658
販売費及び一般管理費	※2 669,677
営業利益	50,980
営業外収益	
受取利息	472
補助金収入	8,613
その他	2,526
営業外収益合計	11,612
営業外費用	
支払利息	2,352
その他	194
営業外費用合計	2,546
経常利益	60,045
特別損失	
投資有価証券評価損	9,030
特別損失合計	9,030
税金等調整前当期純利益	51,014
法人税、住民税及び事業税	4,084
法人税等調整額	—
法人税等合計	4,084
当期純利益	46,930
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	46,930
非支配株主に帰属する当期純利益	—
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	—
包括利益	46,930
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	46,930
非支配株主に係る包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	556,545	△361,134	—	245,410
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	46,930	—	46,930
自己株式の取得	—	—	—	△18,511	△18,511
自己株式の処分	—	△292	—	832	540
当期変動額合計	—	△292	46,930	△17,678	28,958
当期末残高	50,000	556,252	△314,203	△17,678	274,369

	純資産合計
当期首残高	245,410
当期変動額	
親会社株主に帰属する当期純利益	46,930
自己株式の取得	△18,511
自己株式の処分	540
当期変動額合計	28,958
当期末残高	274,369

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	51,014
のれん償却額	6,604
減価償却費	17,767
投資有価証券評価損益 (△は益)	9,030
受取利息及び受取配当金	△472
支払利息	2,352
補助金収入	△8,613
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,615
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,069
未払金の増減額 (△は減少)	△1,137
未払費用の増減額 (△は減少)	2,845
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△17,300
その他の資産の増減額 (△は増加)	△573
その他の負債の増減額 (△は減少)	△1,482
小計	40,350
利息及び配当金の受取額	472
利息の支払額	△2,352
補助金の受取額	8,613
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,708
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△3,959
無形固定資産の取得による支出	△32,973
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △61,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	20,000
短期借入金の返済による支出	△22,494
長期借入れによる収入	157,000
長期借入金の返済による支出	△56,683
自己株式の取得による支出	△18,511
ストックオプションの行使による収入	540
財務活動によるキャッシュ・フロー	79,851
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	26,841
現金及び現金同等物の期首残高	324,359
現金及び現金同等物の期末残高	※1 351,201

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社すっきりマイスター

株式会社サンジュ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結の範囲の変更に関する注記

2025年2月28日付で株式会社すっきりマイスターの全株式を、また、2025年8月29日付で株式会社サンジュの全株式を取得し子会社化したため、当連結会計年度から同2社を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社の株式会社すっきりマイスター及び株式会社サンジュは、決算日を11月30日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、株式会社すっきりマイスターについては2025年1月1日から2025年11月30日までの11ヵ月間、株式会社サンジュについては2025年7月1日から2025年11月30日までの5ヵ月間を連結しております。

なお、決算期変更した株式会社すっきりマイスターの2025年1月1日から2025年11月30日までの売上高は40,531千円、税引前当期純利益は1,929千円、株式会社サンジュの2025年7月1日から2025年11月30日までの売上高は42,838千円、税引前当期純利益は10,368千円であります。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性があると考えられる場合を除き、減損処理を行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年

車両運搬具及び工具器具備品 4年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業である家事支援サービス事業は、顧客の注文に対して、システム上でキャストとの自動マッチングを行い、キャストが顧客宅を訪問して家事支援サービスを提供するものとなります。当該サービスについては、家事支援サービスの提供が完了

した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております

(重要な会計上の見積り)

1. 投資有価証券の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	41,038
投資有価証券評価損	9,030

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

市場価格のない株式等の評価にあたっては、発行会社の直近の財務諸表に基づく純資産額および超過収益力の毀損の有無を考慮して算定しており、実質価額が著しく低下したと判断された場合には、実質価額相当まで減額がなされ、評価差額は当期の損失として処理しております。

実質価額の著しい低下の有無の判定においては、取得時の投資先企業の事業計画の進捗状況や資金調達の状況を考慮しております。

なお、将来において投資先の事業が計画どおりに進捗せず、超過収益力が見込めなくなった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	80,556

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループののれんは、買収時における経営環境や事業戦略に基づき売上高及び営業利益等を見積った上で策定された事業計画を基礎とし、超過収益力として算定され、定期的に償却しております。

のれんの減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や実績が当初の事業計画を下回っている場合等において、減損の兆候を識別しております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当連結会計年度に連結子会社化した株式会社すっきりマイスター及び株式会社サンジュに係るのれんの金額は、当連結会計年度末現在80,556千円となっております。当該のれんの評価に関する重要な見積りは株式会社すっきりマイスター及び株式会社サンジュの事業計画に基づく超過収益力としており、また、その主要な仮定は、新規の顧客獲得数とスタッフの採用数になります。予測不能な事態の発生により、子会社の事業計画の遂行が困難な状況となり超過収益力の毀損が認められた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年11月30日)	
建物附属設備	14,924千円
車両運搬具及び工具器具備品	13,569千円

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
給料賃金	186,033千円
業務委託費	95,892〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,892,000	—	—	1,892,000
合計	1,892,000	—	—	1,892,000
自己株式				
普通株式	—	20,001	900	19,101
合計	—	20,001	900	19,101

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加20,001株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加20,000株及び単元未満株式の買取りによる増加1株であります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少900株は、新株予約権の行使900株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	351,201千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— "
現金及び現金同等物	351,201千円

※ 2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社すっきりマイスターを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	17,028千円
固定資産	2,759 "
のれん	22,461 "
流動負債	△3,705 "
固定負債	△23,544 "
株式の取得価額	15,000千円
現金及び現金同等物	△13,017 "
差引：取得のための支出	1,983千円

株式の取得により新たに株式会社サンジュを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	50,089千円
固定資産	300 "
のれん	64,699 "
流動負債	△18,129 "
固定負債	△6,960 "
株式の取得価額	90,000千円
現金及び現金同等物	△30,198 "
差引：取得のための支出	59,802千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）は、手元流動性確保のための資金調達であり、金利変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1～3カ月以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 投資先の業績変動リスクの管理

当社は、投資先の業績変動リスクを抑制するために、投資先の業績については定期的に報告を受け、モニタリングしております。

④ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、Corporate Design Divisionが適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「短期借入金」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券(*1)	5,059	5,059	—
敷金	9,618	9,383	△235
資産計	14,677	14,442	△235
長期借入金(*2)	203,980	203,879	△101
負債計	203,980	203,879	△101

(*1)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおきます。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年11月30日)
非上場株式	35,969

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	351,201	—	—	—
売掛金	135,522	—	—	—
敷金	—	9,618	—	—
合計	486,723	9,618	—	—

2. 借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	8,331	—	—	—	—	—
長期借入金	49,159	48,364	38,164	31,564	29,559	7,167
合計	57,490	48,364	38,164	31,564	29,559	7,167

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
新株予約権	—	—	5,059	5,059
資産計	—	—	5,059	5,059

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	9,383	—	9,383
資産計	—	9,383	—	9,383
長期借入金	—	203,879	—	203,879
負債計	—	203,879	—	203,879

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

新株予約権（非上場会社に係るもの）は、観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。

敷金

敷金は、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、返還予定額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

a. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	適用したインプット
新株予約権	モンテカルロ・シミュレーション	ボラティリティ	25.40% ～73.12%	49.10%

b. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 (2025年11月30日)
期首残高	—
当期の損益又は その他の包括利益	—
購入、売却、償還	5,059
期末残高	5,059

c. 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、時価の算定に関する会計方針等に従い、時価を算定しております。時価の算定にあたっては、対象となる資産の性質、特性及びリスクに応じて、時価のレベルの分類及び時価の算定に用いられた評価技法の適切性を考慮しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千 円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	35,969	45,000	△9,030
	(2) その他	5,069	5,069	—
	小計	41,038	50,069	△9,030
合計		41,038	50,069	△9,030

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について9,030千円（その他有価証券の株式9,030千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価値のない株式等の減損処理にあたっては、実質価額が取得価額に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員13名	当社従業員2名	当社取締役3名 当社従業員2名	当社従業員24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 86,850株	普通株式 21,000株	普通株式 51,000株	普通株式 14,400株
付与日	2017年11月30日	2018年11月30日	2019年11月1日	2020年12月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年12月1日 至 2027年11月15日	自 2020年12月1日 至 2028年11月25日	自 2021年11月2日 至 2029年10月30日	自 2022年12月26日 至 2030年12月23日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年10月27日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第4「提出会社の状況」1 株式等の状況(2) 「新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2021年10月27日に1株を30株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	40,800	15,000	33,000	6,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	900	—	—	—
失効	—	—	—	600
未行使残	39,900	15,000	33,000	5,400

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	1,667	1,667	1,667
行使時平均株価 (円)	1,101	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2021年10月27日付株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、取引事例方式とDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）の併用により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使させたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	14,643千円
当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	450千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注)	184,517千円
減価償却超過額	2,764
投資有価証券評価損	3,032
その他	2,784
繰延税金資産小計	193,098
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△184,517
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,580
評価性引当額小計 (注) 1	△193,098
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	21,202	49,858	68,944	37,928	4,102	2,480	184,517
評価性引当額	△21,202	△49,858	△68,944	△37,928	△4,102	△2,480	△184,517
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(※) —

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
法定実効税率 (調整)	33.6%
住民税均等割額	1.3
評価性引当額の増減	△43.2
繰越欠損金期限切れ	9.2
法人税額の特別控除	△1.0
中小法人税等に係る軽減税率	△0.9
その他	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社すっきりマイスター
事業の内容 ハウスクリーニング

(2) 企業結合日 2025年2月28日

(3) 企業結合の法的形式 株式取得

(4) 結合後企業の名称 変更はありません。

(5) 取得した議決権比率 100%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 企業結合を行った主な理由

当社は、サービス実施以外はオンラインで完結できる、暮らしの中の時間を創るサービスのマッチング・プラットフォーム「CaSy」を提供しております。

一方、当社が子会社化する株式会社すっきりマイスター（本社：埼玉県志木市、代表取締役：山田 秀治）は、高品質のハウスクリーニングサービスを提供しており、当社が現在提供している家事支援と比較し、より専門的な器具を利用した清掃のノウハウを有しております。

当社のプラットフォームの中でハウスクリーニングサービスの訴求を強化することで、既存顧客への提供価値の向上を見込むとともに、当社のスタッフの採用力を活用した、すっきりマイスターのサービス提供基盤の拡大によるシナジー効果が見込まれることから、当社及びすっきりマイスターの成長を加速させることができると判断し、今回の株式取得を決定いたしました。

3. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月1日から2025年11月30日まで

4. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	15,000千円
取得原価		15,000千円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等の取得関連費用は発生しておりません。

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

22,461千円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	17,028千円
固定資産	2,759〃
資産合計	19,788千円
流動負債	3,705千円
固定負債	23,544〃
負債合計	27,249千円

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	994千円
営業利益	△308千円
経常利益	1,175千円
税金等調整前当期純利益	1,175千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,175千円
1株当たり当期純利益	0円62銭

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、企業結合時に認識されたのれんが期首に発生したものと、償却額を加味して算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社サンジュ
事業の内容	家事支援サービス、ハウスクリーニング

(2) 企業結合日

2025年8月29日

(3) 企業結合の法的形式

株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 企業結合を行った主な理由

共働き世帯の増加に伴う家事支援サービス需要の拡大を背景に、当社では提供エリアの拡大を推進しております。本件は、沖縄県、広島県、および岡山県において地域密着型の家事支援サービスを展開し、強固な顧客基盤と人材ネットワーク、高い品質管理体制を有する株式会社サンジュを子会社化することで、同社の地域基盤と当社のテクノロジーを融合させ、両社の持続的な成長と事業拡大の加速を図ることを目的としております。

3. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年11月30日まで

4. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	90,000千円
取得原価		90,000千円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 3,080千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

64,699千円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	50,089千円
固定資産	300〃
資産合計	50,390千円
流動負債	18,129千円
固定負債	6,960〃
負債合計	25,089千円

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	54,638千円
営業利益	340千円
経常利益	723千円
税金等調整前当期純利益	723千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△703千円
1株当たり当期純利益	△0円37銭

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、企業結合時に認識されたのれんが期首に発生したものと、償却額を加味して算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
お掃除代行・お料理代行	1,803,839
その他	118,280
顧客との契約から生じる収益	1,922,120
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,922,120

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

当社グループは、家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、家事支援サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	145.70円
1株当たり当期純利益	24.92円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	24.72円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	46,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	46,930
期中平均株式数(株)	1,883,137
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	15,449
(うち新株予約権)(株)	(15,449)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数 1,780)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,825	8,331	1.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	41,500	49,159	1.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	28,500	154,821	1.6	2026年～2033年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	80,825	212,311	—	—

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は、「連結財務諸表
注記事項（金融商品関係）」に記載しているため、記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高（千円）	898,260	1,922,120
税金等調整前 中間（当期）純利益（千円）	16,185	51,014
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益（千円）	9,810	46,930
1株当たり 中間（当期）純利益（円）	5.19	24.92

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	324,359	298,622
売掛金	101,813	117,192
前払費用	12,212	14,135
その他	※ 1 3,289	※ 1 4,585
流動資産合計	441,675	434,535
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※ 2 0	※ 2 0
工具、器具及び備品	※ 2 335	※ 2 167
有形固定資産合計	335	167
無形固定資産		
ソフトウェア	39,525	59,233
無形固定資産合計	39,525	59,233
投資その他の資産		
投資有価証券	46,100	41,028
関係会社株式	—	108,080
敷金	11,043	9,401
長期前払費用	—	376
投資その他の資産合計	57,143	158,886
固定資産合計	97,004	218,287
資産合計	538,680	652,823

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 1 92,954	※ 1 91,735
短期借入金	10,825	8,331
1年内返済予定の長期借入金	41,500	42,816
未払金	※ 1 48,129	※ 1 51,476
未払費用	25,849	31,257
未払法人税等	530	530
未払消費税等	37,682	20,516
前受金	4,802	2,521
預り金	2,496	2,445
流動負債合計	264,769	251,629
固定負債		
長期借入金	28,500	125,884
固定負債合計	28,500	125,884
負債合計	293,269	377,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	448,320	448,320
その他資本剰余金	108,225	107,932
資本剰余金合計	556,545	556,252
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△361,134	△313,263
利益剰余金合計	△361,134	△313,263
自己株式	—	△17,678
株主資本合計	245,410	275,309
純資産合計	245,410	275,309
負債純資産合計	538,680	652,823

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※1 1,761,029	※1 1,855,739
売上原価	1,087,458	1,175,809
売上総利益	673,571	679,930
販売費及び一般管理費	※2 665,779	※2 629,414
営業利益	7,791	50,516
営業外収益		
受取利息	51	420
補助金収入	300	7,813
その他	125	795
営業外収益合計	477	9,030
営業外費用		
支払利息	1,973	2,094
その他	89	20
営業外費用合計	2,063	2,115
経常利益	6,206	57,430
特別損失		
投資有価証券評価損	—	9,030
特別損失合計	—	9,030
税引前当期純利益	6,206	48,400
法人税、住民税及び事業税	530	530
法人税等合計	530	530
当期純利益	5,676	47,870

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)		当事業年度 (自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I. 経費	※	1,087,458	100.0	1,175,809	100.0
当期売上原価		1,087,458	100.0	1,175,809	100.0

(注) ※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)
業務委託費※ (千円)	1,041,172	1,096,632

※ 当社に登録しているキャスト等に対しての家事支援業務の業務委託費用等になります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	50,000	448,320	108,225	556,545	△366,810	△366,810
当期変動額						
当期純利益					5,676	5,676
当期変動額合計	—	—	—	—	5,676	5,676
当期末残高	50,000	448,320	108,225	556,545	△361,134	△361,134

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	239,734	239,734
当期変動額		
当期純利益	5,676	5,676
当期変動額合計	5,676	5,676
当期末残高	245,410	245,410

当事業年度（自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	50,000	448,320	108,225	556,545	△361,134	△361,134
当期変動額						
当期純利益					47,870	47,870
自己株式の取得						
自己株式の処分			△292	△292		
当期変動額合計	—	—	△292	△292	47,870	47,870
当期末残高	50,000	448,320	107,932	556,252	△313,263	△313,263

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高		245,410	245,410
当期変動額			
当期純利益		47,870	47,870
自己株式の取得	△18,511	△18,511	△18,511
自己株式の処分	832	540	540
当期変動額合計	△17,678	29,898	29,898
当期末残高	△17,678	275,309	275,309

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性があると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業である家事支援サービス事業は、顧客の注文に対して、システム上でキャストとの自動マッチングを行い、キャストが顧客宅を訪問して家事支援サービスを提供するものとなります。当該サービスについては、家事支援サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

1. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

投資有価証券 41,028千円

投資有価証券評価損 9,030千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 108,080千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した子会社株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

子会社株式の評価に際し超過収益力を実質価額の評価に反映しているため、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となり、株式取得時点における超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したと判断した場合には減損処理を行うこととしております。貸借対照表の子会社株式の残高は株式会社すっきりマイスター及び株式会社サンジュに係るものでありますが、超過収益力の基礎となる事業計画は、経営者により承認された将来の事業計画を基礎としております。

事業計画策定上の仮定について、将来の経営環境の変動等により見直しが必要になり、企業結合時に見込んだ超過収益力が減少し、実質価額が著しく下落した場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

当社は、当事業年度より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項にかかげる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
短期金銭債権	一千円	149千円
短期金銭債務	2,301〃	3,456〃
計	2,301〃	3,606〃

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
建物附属設備	14,924千円	14,924千円
工具、器具及び備品	13,051〃	12,883〃
計	27,976〃	27,808〃

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業取引による取引高		
売上高	一千円	16,967千円
売上原価	－〃	22〃
営業取引以外の取引による取引高	－〃	170〃

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
給料賃金	206,337千円	182,453千円
業務委託費	72,504〃	92,787〃
機器・システム利用料	54,260〃	64,942〃
役員報酬	62,400〃	61,500〃
広告宣伝費	94,252〃	55,040〃
賞与引当金繰入額	△653〃	－〃
減価償却費	5,370〃	4,889〃
おおよその割合		
販売費	65%	62%
一般管理費	35〃	38〃

(有価証券関係)

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式108,080千円、前事業年度の貸借対照表計上額はなし）は、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	206,482千円	182,036千円
減価償却超過額	2,894 "	2,764 "
投資有価証券評価損	— "	3,032 "
その他	2,232 "	2,784 "
繰延税金資産小計	211,609千円	190,617千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△206,482 "	△182,036 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,126 "	△8,580 "
評価性引当額小計	△211,609千円	△190,617千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年11月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	24,445	21,202	49,858	68,944	37,928	4,102	206,482千円
評価性引当額	△24,445	△21,202	△49,858	△68,944	△37,928	△4,102	△206,482千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2025年11月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	21,202	49,858	68,944	37,928	4,102	—	182,036千円
評価性引当額	△21,202	△49,858	△68,944	△37,928	△4,102	—	△182,036千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	33.6%
住民税均等割額	8.5%	1.1%
評価性引当額の増減	△196.9%	△43.3%
繰越欠損金期限切れ	163.4%	9.7%
その他	△0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.5%	1.1%

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	14,924	—	—	14,924	14,924	0	0
工具、器具及び備品	13,051	—	—	13,051	12,883	167	167
有形固定資産計	27,976	—	—	27,976	27,808	167	167
無形固定資産							
ソフトウェア	57,608	37,307	—	94,916	35,683	17,600	59,233
無形固定資産計	57,608	37,307	—	94,916	35,683	17,600	59,233

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア オンラインプラットフォーム開発投資

37,307千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月末日まで				
定時株主総会	毎年2月				
基準日	毎年11月30日				
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日				
1単元の株式数	100株				
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料				
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.casy.co.jp/				
株主に対する特典	株主優待制度の概要 (1) 対象となる株主様 毎年11月30日現在の当社株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。 (2) 優待内容 当社サービスにご利用いただける、特別ご優待ギフト券を贈呈いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th><th>優待内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td><td>CaSyギフト 8,000円分</td></tr> </tbody> </table> (3) 贈呈時期 毎年1回、当社定時株主総会招集通知に同封し、発送いたします。	保有株式数	優待内容	100株以上	CaSyギフト 8,000円分
保有株式数	優待内容				
100株以上	CaSyギフト 8,000円分				

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 2026年1月6日開催の取締役会において株主名簿管理人の変更を決議しております。変更後の株主名簿管理人、事務取扱場所及び事務取扱開始日は以下のとおりです。

株主名簿管理人：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
事務取扱場所：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン
事務取扱開始日：2026年3月1日

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）2025年2月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）2025年2月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度（第12期中）（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）2025年7月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年3月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年6月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書であります。

2025年7月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書であります。

2025年8月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年2月25日

株式会社C a S y

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a S yの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C a S y及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

I Tシステムに高度に依存した売上高の実在性及び期間帰属の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上された売上高1,922,120千円のうち、9割以上の1,803,839千円をお掃除代行・お料理代行（以下、「家事支援サービス」という。）が占めている。 会社は、主に家事支援サービスを希望する顧客とキャストとをプラットフォーム上でマッチングし、顧客に対してサービスを提供することで利用料を収受している。 具体的には、顧客がスマートフォンアプリ等を使って依頼内容を決め、マッチング可能な日時やキャストの有無を確認し、登録を行う。登録された情報は、プラットフォーム上でキャストへ共有され、キャストが当該依頼へ応募することでマッチングが成立し、基幹システムに当該情報が登録される。キャストが指定された日時にサービスを提供し、当該役務提供が終了すると顧客及びキャストによって終了確認が行われ、当該情報が基幹システムに登録される。その後、売上に計上する金額を計算・出力し、会計システムへ入力している。 上記のほか、顧客情報の登録、与信確認、顧客への請求金額の確定等、売上プロセスに関する一連の手続が自社で開発した基幹システムによって把握・処理されている。 家事支援サービスにおける売上高に関しては、上記のとおり基幹システムによる自動処理に高度に依存しており、当該基幹システムが適切に管理され、正確な処理が行われることを前提として売上高の実在性及び期間帰属の妥当性が担保されていることから、当該I Tシステムの信頼性を含めた検討が必要になる。 よって、当監査法人は、家事支援サービスにおけるI Tシステムに高度に依存した売上高の実在性及び期間帰属の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、I Tシステムに高度に依存した売上高の実在性及び期間帰属の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。 ●I Tに関する内部統制の評価 当監査法人のI Tの専門家を関与させて、以下の内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施し、その有効性を確かめた。 ・ 基幹システムに係るI T全般統制の有効性を検証するために、システム開発、運用・保守管理及びユーザアクセス管理などに関して、プログラム開発・変更やアクセス権限の付与・変更及びデータ変更時における申請書類等の閲覧、パスワードの定期的な変更に関する証拠を閲覧した。 ・ 顧客からの発注、顧客に対する与信管理及び役務提供の完了確認における情報処理統制の有効性を検証するために、サンプルで抽出した取引について、基幹システムと企業外部のシステムとのインターフェース処理及びキャストによる終了時確認処理と売上確定処理が適切に行われていることを確かめた。 ・ 売上高の計上根拠となっている月次稼働データの生成に関する情報処理統制の有効性を検証するため、基幹システム内のデータベース情報から必要なデータを抽出し、再計算を実施した。 ●売上高の実在性及び期間帰属の妥当性の検証 ・ 基幹システムにより算出された売上高の計上根拠である月次稼働データと会計システムに計上された売上金額を照合した。また、期末日前後におけるキャストによる終了時確認データ入手し、当事業年度に認識すべき売上高が適切に計上されていることを確かめた。 ・ 月次稼働データをもとに計上された売掛金について、クレジットカード決済代行会社からの入金情報との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社C a S yの2025年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社C a S yが2025年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社C a S y

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社C a S yの2024年12月1日から2025年11月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C a S yの2025年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

I Tシステムに高度に依存した売上高の実在性と期間帰属の妥当性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（I Tシステムに高度に依存した売上高の実在性と期間帰属の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場

合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。